

役員候補者選出に関する告示

令和7年12月26日
公益社団法人日本介護福祉士会
選挙管理委員会

内部理事の立候補について届出がありましたので、以下のとおり告示します。

<内部理事選挙について>

定数（6名以上9名以内）に対し9名の立候補があつた。被選挙権等を審査した結果、全員が要件を満たしていることが確認された。立候補者が定数内であるため、役員（理事及び監事）選出規則第13条第3項により、全員を無投票当選とし内部理事候補者と決定した。

※補足

- 正会員以外の理事候補者（4名以内）及び監事は、役員（理事及び監事）選出規則第4条第3項に規定する役員推薦委員会により選出される。
- 役員候補者は、来年5月に予定されている令和8年定時総会において承認を受けた後、正式に理事及び監事に就任する。
- 理事候補者すべてが選出された後、定時総会までの間に「役職者の互選規程」に基づいて、内部理事候補者の中から正副会長等を選出する。

<内部理事立候補者>

立候補者氏名	所属都道府県	立候補者氏名	所属都道府県
コバ ケイイチ 木場 圭一	宮崎県	ヨシオカ トシアキ 吉岡 俊昭	広島県
イマムラ フミノリ 今村 文典	熊本県	カバサワ ナエ 桝澤 奈英	群馬県
クロギ ショウイチロウ 黒木 翔一郎	福岡県	モリ ヒサノリ 森 久紀	茨城県
フナダ シンジ 舟田 伸司	富山県	アサノ サチコ 浅野 幸子	大阪府
サカイ ケンイチ 酒井 賢一	北海道	(届出順・敬称略)	

〔参考〕役員（理事及び監事）選出規則（抜粋）

（役員の選出方法）

第4条 3 招聘理事及び監事の候補者を推薦するため、理事会の議決により別に定める選挙管理細則に基づき、役員推薦委員会を設置する。

（当選者）

第13条 3 立候補者が定数内のときは、投票によることなく、立候補者を当選者とする。

〔参考〕選挙管理細則（抜粋）

（役員推薦委員会）

第6条 招聘理事及び監事を選出するため、役員（理事及び監事）選出規則第4条第3項に基づき、役員の選挙の告示と合わせて、役員推薦委員会を設ける。

- 2 役員推薦委員会は、理事及び理事会から独立して職務を遂行する。
- 3 役員推薦委員は、会長のほか、会長が正会員から若干名を推薦し、常任理事会の議決により選出する。
- 4 役員推薦委員は、代議員又は監事となることはできない。
- 5 役員推薦委員は、代議員又は理事の立候補者の推薦人となることはできない。
- 6 役員推薦委員会委員の任期は、役員の選挙の告示日から総会における招聘理事及び監事の選任までとする。

（役員推薦委員会の業務）

第8条 役員推薦委員会は、次の各号の業務を行う。

- (1) 招聘理事及び監事の候補者を推薦し、名簿を作成すること
(なお、定款第27条の2第4号の制限に抵触する者は、候補者とすることはできない)。
- (2) 総会において、前号の名簿を提出し、前号の候補者を報告すること。
- (3) 前各号のほか、招聘理事及び監事の候補者の推薦に必要な事項。